【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第31期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	ＮＡＮＯホールディングス株式会社 （旧会社名　NANO MRNA株式会社）
【英訳名】	Nano Holdings, Inc. （旧英訳名　NANO MRNA Co., Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長CEO　松村　淳
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目５番１号
【電話番号】	03-6432-0020
【事務連絡者氏名】	取締役CFO　松尾　隆
【最寄りの連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目５番１号
【電話番号】	03-6432-0020
【事務連絡者氏名】	取締役CFO　松尾　隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第30期 中間連結会計期間	第31期 中間連結会計期間	第30期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上高	（千円）	41,100	77,948	174,498
経常損失（△）	（千円）	△384,521	△700,373	△866,939
親会社株主に帰属する中間（当期）純損失（△）	（千円）	△440,146	△767,435	△943,880
中間包括利益又は包括利益	（千円）	△277,930	△821,744	△811,295
純資産額	（千円）	2,634,693	3,357,949	3,565,741
総資産額	（千円）	3,377,682	5,117,900	5,906,339
１株当たり中間（当期）純損失金額（△）	（円）	△6.20	△9.01	△12.90
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	78.0	64.0	59.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△312,158	△528,172	△816,672
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	685,270	△713,783	2,261,576
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△609,997	△251,358	2,222,415
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	964,198	3,411,180	4,910,354

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間（当期）純損失金額であるため記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社については、当社グループにおいて連結子会社２社（NANO MRNA株式会社、Luna RD株式会社）が増加しております。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、以下に記載する事項を除き、新たなリスクの発生または重要な変更はありません。

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社グループは、創業以来継続して営業損失を計上しており、また、2026年４月１日からの持株会社体制への移行に伴い、投資事業における資金支出が先行しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当するとの懸念がありますが、ファンドを通じた出資が中心であり、現時点で、事業のための資金調達額と投資支出額のバランスは取られております。

また、外部投資家からのファンドレイズが推進されることにより、当社が一時的に支出した資金が回収されることにより、懸念は解消されるものであると考えております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当中間連結会計期間において、売上高は77,948千円（前年同期比89.7%増）、営業損失は697,886千円（前年同期営業損失399,139千円）、経常損失は700,373千円（前年同期経常損失384,521千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は767,435千円（前年同期親会社株主に帰属する中間純損失440,146千円）となりました。

なお、当中間連結会計期間におきまして、以下の営業外収益、営業外費用、特別損失及び過年度法人税等を計上しております。

・研究開発等に係る補助金収入4,825千円を営業外収益に計上しております。

・支払利息12,684千円を営業外費用に計上しております。これは第１回無担保社債（適格機関投資家限定）に係る支払利息であります。

・外国為替相場の変動による為替差損7,531千円を営業外費用に計上しております。これは主に、当社の保有する外貨建預金の評価替えにより発生したものであります。

・投資有価証券評価損54,300千円を特別損失に計上しております。これは、当社グループが保有する投資有価証券の時価の著しい下落に伴う減損処理により発生したものであります。

・過年度法人税等6,861千円を計上しております。これは当社子会社において、2026年６月末確定申告時の自主点検の結果、法人税等の計上に一部漏れが判明したことによるものです。

当中間連結会計期間における事業の状況は以下のとおりです。

（投資事業の状況）

2026年４月１日よりホールディングス体制をスタートし、投資事業を中核事業として、日本の優れた技術・事業資産を世界市場へつなぐ「Gateway Model」による投資プラットフォーム事業を推進しております。当社は、投資戦略の立案、投資案件の創出及び事業開発を担い、子会社Nano Bridge Investment株式会社（NBI）は投資ファンドを通じた資金供給機能を担っております。さらに、米国子会社Nano Holdings USが有する海外ネットワークを組み合わせることで、日本の優れた技術・事業資産を世界市場で競争力のある事業へと育成しております。

NBIは、SBIホールディングス株式会社の連結子会社であるSBI新生企業投資株式会社を親会社とするSBI新生グロースキャピタル株式会社（SGC）と共同でNANO Bridge I投資事業有限責任組合を運営し、投資活動及びファンドレイズを進めております。また、当社の国内外ネットワークに加え、国内ではSBIグループとの連携による案件ソーシング体制を構築するとともに、中国のNorwich Capitalとの協業によるライセンス及び事業開発体制を構築しております。さらに、2026年9月、Orient EuroPharma Co., Ltd.（OEP、台湾TPEX：4120）との資本業務提携により、OEPの投資先企業に対し、当社グループの海外ネットワーク及び事業開発機能を活用してグローバル展開を支援する仕組みを構築するなど、戦略的パートナーとの連携を通じて、国内外の優れた技術・事業資産を世界市場へつなぐ投資プラットフォームの基盤を強化しております。

投資案件として、NANO Bridge Iは、2026年７月に株式会社ナティアスへの出資を実施いたしました。同社は、独自の核酸化学合成技術を有し、核酸医薬、mRNA医薬及びゲノム編集分野における核酸原料や製造技術を開発するディープテック企業です。

同社の技術に関する取り組みは、経済産業省やAMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）の国家プロジェクト等に採択されるなど、その技術が高く評価されています。NBIは、同社の技術的優位性及び事業の成長性を総合的に評価し、当社グループが推進する「Gateway Model」と高い親和性を有すると判断したことから、本件投資を実施いたしました。

核酸医薬の領域では、患者一人ひとりのがんの遺伝子情報に基づいて設計する個別化mRNAがんワクチンにおいて、第Ⅲ相臨床試験で主要評価項目を達成するなど、個別化医療の実用化に向けた動きが進んでおります。患者ごとのがんの特徴に合わせて、患者自身の免疫ががん細胞を認識・攻撃するよう働きかける、新たな治療の実現が近づいております。

一方、こうした医療では、同一の医薬品を大量に製造する従来の方式とは異なり、患者ごとに異なる医薬品を、限られた期間内に安定した品質で製造する必要があります。この多品種・少量の製造に対応する生産性、品質及びコストの確保が、実用化・普及に向けた重要な課題となっており、世界各地で製造技術の開発や生産体制の整備が進められております。

株式会社ナティアスが有する技術は、化学合成により長鎖核酸の高品質化及び製造自動化を可能とし、患者ごとに異なる医薬品を迅速かつ安定的に製造するという、個別化医療の普及に向けた課題の解決につながる技術です。当社は、同技術を、個別化医療の普及と世界の核酸医薬の開発・製造を支える重要な基盤技術と位置づけております。当社は、株式会社ナティアスに代表取締役会長兼CEOをはじめとする人財を派遣し、経営及び事業開発の両面から同社の成長を支援しております。NBIによる資金供給に加え、当社及び米国子会社Nano Holdings USが有する国内外のネットワークや事業開発機能を活用し、同社の企業価値向上及びグローバル展開を推進してまいります。

このほか、米国のベンチャーキャピタル（VC）とも連携し、創薬パイプラインを対象とする多数の投資案件について、技術・事業の評価及び投資の検討を進めております。

これらの取組みにより、投資案件の創出から資金供給、事業開発、海外展開までを一体的に推進することで、当社グループの中長期的な成長を目指してまいります。

（事業子会社の状況）

NANO MRNA株式会社

NANO MRNA株式会社は、核酸創薬プラットフォーム企業として、核酸医薬及びmRNA医薬の研究開発を推進しております。2026年４月１日に新設分割により設立され、当社より創薬事業を承継いたしました。同年５月にはPEGフリーLNP技術を有するLuna RD株式会社を子会社化いたしました。NANO MRNA株式会社が保有するポリマーDDS技術とLuna RD株式会社が有するLNP技術をコア技術として、mRNA及びオリゴ核酸を対象としたプラットフォーム事業を展開しております。両社の技術を活用した共同研究開発や提携先の開拓など、事業開発を強化し、グループ内外での技術活用を通じて両社の成長を図ってまいります。

また、TUG1 ASO及びRUNX1 mRNAをプラットフォーム技術の有効性を実証する重点開発品目として臨床開発を推進するとともに、mRNAを融合した次世代創薬モダリティであるin vivo CAR-T及びmRNAエンコード抗体などの研究開発を進めております。

なお、創薬事業におきましては、研究開発パイプラインに関する情報は、臨床開発段階にあるもの及び業績に重要な影響を与える事項を除き、原則として開示しない方針としております。

臨床パイプラインの状況

TUG1 ASO（再発膠芽腫）：

膠芽腫は、悪性度が極めて高い難治性の脳腫瘍であり、特に再発後は有効な治療選択肢が限られていることから、新たな作用機序を持つ治療薬の開発が強く求められております。TUG1 ASOは、膠芽腫のがん幹細胞で高発現する非翻訳RNAであるTUG1を標的とする核酸医薬であり、こうした医療ニーズに応える新たな治療選択肢の創出を目指しております。

先行するPhase Ia試験では、１例の患者において312日間にわたり病勢安定が維持され、その期間中には部分奏効が認められるなど、有効性を示唆する結果が得られております。この結果を踏まえ、薬物動態及び有効性の観点から投与スケジュールを変更したPhase Ib試験の治験届を2026年７月に提出し、８月に第一症例への投与を開始後、第二症例への投与を開始し、第三症例の登録が完了しております。本試験では、治療開始後１か月間は週２回、その後は週１回投与し、安全性、忍容性、推奨用量及び抗腫瘍効果を評価するとともに、有効性及び薬物動態をさらに検証してまいります。

RUNX1 mRNA（変形性膝関節症）：

2025年11月にオーストラリアで治験実施施設がオープンし、Phase I試験を開始し、2026年２月に第１例目の投与が実施され、被験者への投与が進んでおります。今後も現地の医療機関と強固に連携し、スクリーニング機会拡大などを通じて登録の加速化を進めています。

販売事業につきましては、株式会社アルビオンが販売する美容液エクラフチュール及び薬用美白美容液エクシア ブライトニング イマキュレート セラム用の当社技術を応用した原材料を供給しております。これにより、当中間連結会計期間において、原材料の販売による売上高33,400円を計上しております。

共同開発品であるコムレクス®耳科用液1.5%は、2023年６月からセオリアファーマ株式会社により販売されております。当中間連結会計期間において、売上高44,548千円を計上しております。

財政状態につきましては、以下のとおりとなりました。

当中間連結会計期間末における資産は、現金及び預金の減少、投資有価証券の増加等により、前連結会計年度末に比べ788,438千円減少し、5,117,900千円となりました。負債は、社債の償還等により、前連結会計年度末に比べ580,646千円減少し、1,759,951千円となりました。純資産は、資本金及び資本剰余金の増加、親会社株主に帰属する中間純損失の計上による利益剰余金の減少、その他有価証券評価差額金の減少、非支配株主持分の増加等により、前連結会計年度末に比べ207,792千円減少し、3,357,949千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前連結会計年度末に比べ1,499,174千円減少し3,411,180千円となりました。また、当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの概況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、人件費及び研究開発の推進に伴う研究開発費の支出等による税金等調整前中間純損失759,529千円に、株式報酬費用98,607千円、投資有価証券評価損54,300千円、前渡金の減少53,934千円、預り金の増加29,573千円等の調整がされた結果、528,172千円の支出（前年同期は312,158千円の支出）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、713,783千円の支出（前年同期は685,270千円の収入）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出684,304千円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出21,643千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、251,358千円の支出（前年同期は609,997千円の支出）となりました。これは、社債の償還による支出600,000千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入347,342千円によるものです。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当中間連結会計期間における研究開発費の総額は248,886千円であります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当社グループは研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしておりません。また当社は、受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしておりません。なお、当中間連結会計期間における当社の販売実績は、77,948千円であります。

(6) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間に著しい変動があったものはありません。

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	282,501,800
計	282,501,800

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月13日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	90,945,458	91,084,458	東京証券取引所グロース市場	単元株式数は100株であります。
計	90,945,458	91,084,458	―	―

（注）提出日現在の発行数には、2026年11月１日から本半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第22回新株予約権（行使価額修正条項付）

	中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	32,240
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	3,224,000
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	107.7
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額（千円）	347,342
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	119,630
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	11,963,000
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	131.1
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（千円）	1,568,734

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年４月１日～2026年８月14日（注）１	1,819,000	83,919,758	107,845	1,086,891	107,845	6,467,331
2026年８月14日（注）２	5,620,700	89,540,458	97,955	1,184,847	97,955	6,565,287
2026年８月15日～2026年９月28日（注）１	1,405,000	90,945,458	67,373	1,252,220	67,373	6,632,660

（注）１．新株予約権の行使による増加であります。

２．譲渡制限付株式報酬の付与

発行価格　　102円（但し、本新株発行のうち取締役に対するものは、取締役の報酬等として無償で交付されるものであり（会社法第202条の2）、 その公正な評価額は、本日開催の取締役会決議の日の前営業日（2026年7月16日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(102円)に取締役に対して発行する株式数を乗じた金額（377,400,000円）となる。）

資本組入額　　51円（取締役への発行分は無償交付）

割当先並びに割り当てる株式数　　取締役（社外取締役を含む）８名　3,700,000株、監査役３名　350,000株、従業員並びに子会社取締役及び従業員26名　1,410,700株、当社の社外協力者４名　160,000株

３．2026年10月１日から2026年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が9,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ427千円増加しております。

４．2026年10月30日に、譲渡制限付株式報酬の付与を行い、発行済株式総数が130,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,370千円増加しております。

発行価格　　98円

資本組入額　　49円

割当先並びに割り当てる株式数　　従業員２名　80,000株、当社の社外協力者１名　50,000株

５．2026年９月17日開催の取締役会において、当社との間で戦略的資本・業務提携を行うOrient Europharma Co.,Ltd.の100%子会社であるCyntec Co., Ltd.に対する第三者割当による新株式の発行を決議し、本第三者割当についての契約を締結いたしました。

払込期間　2026年10月30日～2026年12月30日

発行新株式数　3,139,700株

発行価額　当社普通株式１株当たり99円

資本組入額の総額　155,415,150円

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目６番21号	2,538,400	2.79
松村　淳	東京都渋谷区	1,584,900	1.74
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目６番１号	1,363,171	1.49
中冨　一郎	東京都目黒区	1,305,000	1.43
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋２丁目４番２号	1,100,000	1.20
秋永　士朗	静岡県駿東郡長泉町	992,060	1.09
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目４番地	861,500	0.94
富所　伸広	大阪府泉南郡熊取町	850,000	0.93
飯野　智	千葉県柏市	850,000	0.93
ノーリツ鋼機株式会社	東京都港区麻布十番一丁目10番10号	750,000	0.82
計	－	12,195,031	13.41

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 32,300	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 90,896,400	908,964	―
単元未満株式	普通株式 16,758	―	１単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	90,945,458	―	―
総株主の議決権	―	908,964	―

（注）１．「完全議決権株式（自己株式等）」欄は、全て当社保有の自己株式であります。
２．「単元未満株式」の株式数の欄に自己株式29株が含まれております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
NANOホールディングス株式会社	東京都港区愛宕二丁目５番１号	32,300	―	32,300	0.03
計	―	32,300	―	32,300	0.03

（注）当社は、上記の他、単元未満自己株式29株を保有しております。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、やまと監査法人による期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,910,354	3,411,180
売掛金	12,194	25,724
原材料及び貯蔵品	331	110
その他	276,147	265,645
流動資産合計	5,199,028	3,702,661
固定資産		
有形固定資産	0	0
無形固定資産		
のれん	―	82,208
その他	0	0
無形固定資産合計	0	82,208
投資その他の資産		
投資有価証券	335,814	909,971
その他	371,496	423,059
投資その他の資産合計	707,311	1,333,031
固定資産合計	707,311	1,415,239
資産合計	5,906,339	5,117,900
負債の部		
流動負債		
１年内償還予定の社債	300,000	―
未払法人税等	27,012	22,815
その他	656,754	680,108
流動負債合計	983,767	702,923
固定負債		
社債	1,300,000	1,000,000
資産除去債務	34,386	34,583
その他	22,444	22,444
固定負債合計	1,356,831	1,057,028
負債合計	2,340,598	1,759,951
純資産の部		
株主資本		
資本金	979,046	1,252,220
資本剰余金	6,359,386	6,643,044
利益剰余金	△3,930,768	△4,698,204
自己株式	△27	△27
株主資本合計	3,407,636	3,197,032
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	113,863	58,000
為替換算調整勘定	16,669	18,370
その他の包括利益累計額合計	130,532	76,370
新株予約権	27,130	24,035
非支配株主持分	441	60,510
純資産合計	3,565,741	3,357,949
負債純資産合計	5,906,339	5,117,900

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
売上高	41,100	77,948
売上原価	9,887	8,520
売上総利益	31,212	69,428
販売費及び一般管理費	※ 430,351	※ 767,314
営業損失（△）	△399,139	△697,886
営業外収益		
受取利息	16,591	13,334
補助金収入	―	4,825
雑収入	286	157
営業外収益合計	16,877	18,317
営業外費用		
支払利息	―	12,684
為替差損	1,771	7,531
株式交付費	169	―
雑損失	318	587
営業外費用合計	2,259	20,804
経常損失（△）	△384,521	△700,373
特別損失		
減損損失	211	4,855
転換社債償還損	54,024	―
投資有価証券評価損	―	54,300
特別損失合計	54,235	59,155
税金等調整前中間純損失（△）	△438,756	△759,529
法人税、住民税及び事業税	1,390	1,208
過年度法人税等	―	6,861
法人税等合計	1,390	8,069
中間純損失（△）	△440,146	△767,599
非支配株主に帰属する中間純損失（△）	―	△163
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△440,146	△767,435

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純損失（△）	△440,146	△767,599
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	156,551	△55,846
為替換算調整勘定	5,665	1,701
その他の包括利益合計	162,216	△54,145
中間包括利益	△277,930	△821,744
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	△277,930	△821,598
非支配株主に係る中間包括利益	－	△146

（３）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失（△）	△438,756	△759,529
減価償却費	9	203
受取利息	△16,591	△13,334
支払利息	―	12,684
為替差損益（△は益）	1,782	7,501
株式報酬費用	21,881	98,607
株式交付費	169	―
転換社債償還損	54,024	―
投資有価証券評価損	―	54,300
減損損失	211	4,855
売上債権の増減額（△は増加）	△8,470	△13,529
棚卸資産の増減額（△は増加）	257	220
前渡金の増減額（△は増加）	24,931	53,934
仕入債務の増減額（△は減少）	1,410	―
未払金の増減額（△は減少）	7,006	△22,774
前受金の増減額（△は減少）	△12,930	△5,308
預り金の増減額（△は減少）	28,145	29,573
その他	11,833	34,182
小計	△325,085	△518,411
利息の受取額	15,819	12,581
利息の支払額	―	△12,684
法人税等の支払額	△2,892	△9,657
営業活動によるキャッシュ・フロー	△312,158	△528,172
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△13	―
定期預金の払戻による収入	500,000	―
有価証券の取得による支出	△3,000,000	―
有価証券の償還による収入	3,100,160	―
投資有価証券の取得による支出	―	△684,304
投資有価証券の償還による収入	100,451	―
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	―	△21,643
敷金及び保証金の差入による支出	△21,865	△3,258
敷金及び保証金の回収による収入	7,278	―
その他	△740	△4,576
投資活動によるキャッシュ・フロー	685,270	△713,783
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	―	347,342
転換社債型新株予約権付社債の償還による支出	△594,265	―
社債の償還による支出	―	△600,000
新株予約権の買入消却による支出	△15,732	―
その他	―	1,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△609,997	△251,358
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,882	△5,860
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△233,003	△1,499,174
現金及び現金同等物の期首残高	1,197,201	4,910,354
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 964,198	※ 3,411,180

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

当中間連結会計期間より、新設分割により新たに設立したNANO MRNA株式会社、株式取得により子会社化したLuna RD株式会社を連結の範囲に含めております。なお、Luna RD株式会社については、2026年７月31日をみなし取得日としており、かつ、中間連結決算日との差異が３ヶ月を超えないことから、当中間連結会計期間においては貸借対照表のみを連結しております。

（中間連結損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
役員報酬及び給料手当	80,730千円	177,584千円
研究開発費	213,631千円	248,886千円

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金勘定	974,462千円	3,411,180千円
預入期間が3か月を超える定期預	△ 10,264	－
現金及び現金同等物	964,198	3,411,180

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025年７月18日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として新株式を2025年８月15日に発行いたしました。この結果、前中間連結会計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ94,262千円増加し、前中間連結会計期間末において資本金が260,655千円、資本剰余金が5,640,995千円となっております。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として新株式を2026年８月14日に発行いたしました。また、2025年10月30日に発行した第22回新株予約権（行使価額修正条項付）の一部行使が行われております。この結果、当中間連結会計期間において資本金が273,174千円、資本剰余金が283,657千円増加し、当中間連結会計期間末において資本金が1,252,220千円、資本剰余金が6,643,044千円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社グループは、ヘルスケア・バイオ領域に係る投資事業、投資を通じた医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

（金融商品関係）

投資有価証券は、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、中間連結貸借対照表計上額に前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められますが、当中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（有価証券関係）

その他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

１．その他有価証券

前連結会計年度（2026年３月31日）

	取得原価 （千円）	連結貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
株式	211,968	325,814	113,846
合計	211,968	325,814	113,846

（注）表中の取得原価は、減損処理後の帳簿価額であります。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

	取得原価 （千円）	中間連結貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
株式	157,667	215,667	58,000
合計	157,667	215,667	58,000

（注）１．表中の取得原価は、減損処理後の帳簿価額であります。

２．非上場株式等（連結貸借対照表計上額 684,304千円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

２．減損処理を行った有価証券

前連結会計年度における減損処理はありません。

当中間連結会計期間における減損処理額は54,300千円（その他有価証券）であります。

なお、減損処理にあたっては、中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（企業結合等関係）

（共通支配下の取引等）

当社は、2025年10月８日開催の取締役会決議に基づき、2026年４月１日付で新設分割により持株会社体制へ移行し、新たに設立したNANO MRNA株式会社に当社の創薬事業に関する権利義務を承継させました。

１．会社分割の概要

(1) 対象事業

創薬事業

(2) 会社分割の効力発生日

2026年４月１日

(3) 会社分割の法的形式

当社を分割会社とし、新設会社を本事業の承継会社とする簡易新設分割であり、新設会社は当社の100%子会社となりました。

(4) 会社分割後企業の名称

分割会社：NANOホールディングス株式会社
新設会社：NANO MRNA株式会社

(5) 会社分割の目的

本会社分割は、今後の当社グループが有する人的物的資源を最適化し、グループ全体の持続的成長と企業価値向上を図るための経営体制として持株会社体制へ移行することが最適であると判断したことにより、その一環として実施いたしました。

２．実施した会計処理の内容

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（取得による企業結合）

当社は、2026年４月24日開催の取締役会において、当社の戦略子会社である NANO MRNA 株式会社（以下「NANO MRNA社」といいます。）が、次世代型 LNP（Lipid Nanoparticle：脂質ナノ粒子）技術を有するLuna RD株式会社（以下「Luna RD社」といいます。）が実施する第三者割当増資を引受け、同社を子会社化しました。

１．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

株式取得会社の名称　　Luna RD株式会社
事業の内容　　創薬事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、有望な技術・事業を有する企業への投資及びM&Aを通じて、事業基盤の強化及び企業価値の向上を図っております。日本発の優れた技術・事業について、国内の評価軸にとどまらず、グローバル市場における基準で育成し、その価値の最大化を目指すことを重要な戦略方針としております。NANO MRNA社は、その中核を担う核酸医薬プラットフォーム企業として、技術獲得と事業開発の両面から成長戦略を推進しております。

本件の目的は、Luna RD社が保有する特許を取得することにあります。具体的には、当該特許の価値及びLuna RD 社の創業者である浅井知浩教授（静岡県立大学）のノウハウを評価し、今後の技術の高度化及び追加特許の取得に必要となる２年から３年分の研究開発資金を出資し、あわせて NANO MRNA社の子会社とすることで、同社の買収に至ったものであります。

mRNAをはじめとする核酸医薬分野において、LNPは送達技術の中核を担う重要な基盤技術である一方、既存技術には送達可能な組織の制約および PEG 脂質に対する抗体の産生と言った科学的な課題があります。更に、知的財産面での制約が製剤開発上の自由度を制限するという大きな課題が存在しております。

Luna RD社は、LNPのカギとなる成分である新規のイオン化脂質の特許を保有しており、同時に従来広く用いられてきたPEG（ポリエチレングリコール）を使用せずに LNP を調製可能な独自技術を有しており、核酸医薬分野における新たな送達技術選択肢を提供することが可能です。 これらの点を踏まえ、当社は、今後の事業展開において、差別化された LNP 技術の確保がNANO MRNA社の技術基盤の高度化及びプラットフォーム競争力の向上に資すると判断し、本件株式取得を決定いたしました。また、本件を通じて、当該技術を活用した自社開発の推進に加え、製薬企業及びバイオベンチャーとの共同研究、ライセンス及び事業提携の拡大を図ることで、収益機会の創出及び将来的なパイプライン創出につなげてまいります。

(3) 企業結合日

株式取得日　2026年５月29日
みなし取得日 2026年７月31日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称
名称の変更はございません。
(6) 取得した議決権比率
66.6%
(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
NANO MRNA社が現金を対価として株式を取得したためであります。

２．中間連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間
2026年７月31日をみなし取得日としており、かつ、中間連結決算日との差異が３ヶ月を超えないため、当中間連結会計期間においては貸借対照表のみを連結しております。そのため、中間連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

３．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	200,040千円
取得原価		200,040千円

４．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
(1) 発生したのれんの金額
82,208千円
(2) 発生原因
被取得企業の取得原価が企業結合時における時価純資産価額を上回ったため発生しております。
(3) 償却方法及び償却期間
均等償却　　５年

（収益認識関係）

（顧客との契約から生じる収益を分解した情報）

当社グループの事業は、ヘルスケア・バイオ領域に係る投資事業、投資を通じた医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
商品及び原材料等の販売	41,100	33,400
ライセンス収入	－	44,548
顧客との契約から生じる収益	41,100	77,948
その他の収益	－	－
外部顧客への売上高	41,100	77,948

（１株当たり情報）

１株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
1株当たり中間純損失金額（△）（円）	△ 6.20	△ 9.01
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純損失金額（△）（千円）	△ 440,146	△767,435
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失金額（△）（千円）	△ 440,146	△767,435
普通株式の期中平均株式数（株）	70,943,368	85,145,465
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	－	－

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間純損失金額であるため記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社は、2026年10月16日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、下記のとおり、当社の社外協力者に対し、第23回新株予約権を発行することを決議し、2026年11月４日に発行しましたので、お知らせいたします。

Ⅰ．株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、社外協力者においても株価への関心及び株価上昇のインセンティブを高め、当社の業績及び株価変動に伴うリスクを株主の皆様と共有することで、さらなる企業価値の向上につなげることを目的として、当社の社外協力者に対して、第23回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行するものであります。本新株予約権の目的となる株式の総数は800,000株であり、本新株予約権の総数について引受け及び行使がなされた場合には、2026年３月31日現在の当社発行済株式総数82,100,758株（議決権総数820,518個）に対して最大で0.97%の希薄化が生じることとなります。

当社は、研究開発の推進により企業価値を高め、積極的なIR活動により株式市場の適正な評価が得られるよう、全社一丸となって事業活動に取り組んでまいります。

Ⅱ．新株予約権の発行要項

１．新株予約権の名称

第23回新株予約権

２．新株予約権の内容及び数等

（1）新株予約権の数

8,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式800,000株とし、下記「（2）新株予約権の目的となる株式の種類及び数」の記載に従い本新株予約権にかかる付与株式数（以下に定義する。）が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

（2）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的となる株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。なお、発行決議日（以下に定義する。）後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、発行決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

（3）新株予約権と引き換えに払込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とし、本新株予約権１個当たり7,700円とする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる日を2029年8月14日とする。

（6）新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の行使日において、当社又はその子会社・関連会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、社外協力者等の地位にあること。
② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は原則として認めない。
③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（7）新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（8）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前述①の資本金等増加限度額から前述①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（9）新株予約権の取得事由

① 当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、死亡した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
② 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、株式移転の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約書承認の議案もしくは新設分割契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は、取締役会の承認がなされた場合）、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で本新株予約権を取得することができる。

（10）企業再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約に定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「（2）新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に従って定める調整後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記「(5) 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(5) 新株予約権を行使することができる期間」の末日までとする。
⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
⑦ 新株予約権の行使の条件 上記「(6) 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
⑧ 新株予約権の譲渡制限 譲渡による再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
⑨ 新株予約権の取得事由 上記「(9) 新株予約権の取得事由」に準じて決定する。

3．新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
社外協力者 2名 8,000個

4．新株予約権の割当日
2026年11月４日

5．新株予約権と引き換えに払い込む金銭の払込期日
2026年11月４日

6．申込期日
2026年11月３日

7．その他の募集事項
(1) 新株予約権の行使請求の受付場所（「行使請求受付場所」）
当社本店または当社が指定する場所
(2) 新株予約権の行使に際して払込を取扱う銀行及びその取扱の場所（「行使払込取扱場所」）
当社が後日指定する金融機関
(3) 新株予約権原簿の管理人
新株予約権割当日において、当社に株主名簿管理人を設置している場合は、株主名簿管理人が新株予約権原簿を管理する。そうでない場合は、当社においてこれを管理する。
(4) 新株予約権の行使請求の方法
① 新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、当社所定の「新株予約権行使請求書」に必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、当該請求書に本新株予約権行使に要する書類を添えて、行使期間に定める期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。
② 新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、本項①号に定めるところに加えて、行使請求がなされた本新株予約権の行使に際して払込をすべき金額全額を行使払込取扱場所に払い込まなければならない。
③ 本項①号に基づき、行使請求受付場所に新株予約権行使請求書及び新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを当社の事前の承諾がない限り撤回することはできない。
(5) 新株予約権行使の効力発生時期
新株予約権行使の効力は、前項①号に従って、新株予約権行使請求書及び新株予約権行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ前項②号に定める払込金額全額が行使払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。
(6) 株式の交付方法
株式は、新株予約権行使手続終了後遅滞なく当社から交付する。
(7) 新株予約権証券
新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。
(8) 新株予約権者に対する通知
新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
(9) 本発行要項の規定の修正
本発行要項の規定の実施にあたり、法令等の変更、その他必要な場合には、新株予約権者の利益に反しない限り、当社は本発行要項を修正することができる。読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。
(10) 発行要項の公示
当社は、その本店に本発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

Ⅲ．割当予定先の選定理由等
1．割当予定先の概要
割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、別途時点を明記していない限り本日現在におけるものであります。
(1) 社外協力者１
ａ．割当予定先の概要
氏名　Neil Gibson
住所　米国カリフォルニア州サンディエゴ
職業の内容　コンサルタント
ｂ．提出者と割当予定先との間の関係
出資関係　割当予定先は、当社の普通株式を保有しておりません。
人事関係　該当事項はありません。
資金関係　該当事項はありません。
技術又は取引関係　当社は割当予定先との間で2026年2月1日付でアドバイザリー契約を締結しています。
(2) 社外協力者２
ａ．割当予定先の概要
氏名　Michael Houston
住所　米国ワシントン州ベルビュー
職業の内容　コンサルタント
ｂ．提出者と割当予定先との間の関係
出資関係　割当予定先は、当社の普通株式を保有しておりません。
人事関係　該当事項はありません。
資金関係　該当事項はありません。

技術又は取引関係　当社は割当予定先との間で2024年8月6日付でアドバイザリー契約を締結しています。

２．割当予定先を選定した理由

割当予定先となる社外協力者２名とは、それぞれアドバイザリー契約を締結しており、当社に対して継続的に役務を提供しております。

Neil Gibson氏は、当社米国子会社の会長として、長年にわたる創薬研究及びグローバル製薬企業における豊富な経験・知見を活かし、当社グループ及び投資先企業の研究開発、事業開発及びグローバル展開等に関する助言・支援を行っております。

Michael Houston氏は、創薬及びCDMO領域における豊富な経験・知見を活かし、当社グループの研究開発、投資候補先の評価及び事業価値向上等に関する助言・支援を行っております。

当社は、両氏の専門的な知見、経験及びネットワークを活用した継続的な支援が、当社グループ及び投資先企業の成長並びに当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと判断しております。このため、両氏に対して当社の企業価値向上へのインセンティブを付与するとともに、当社株主との価値共有を一層促進し、今後も継続的な役務提供を促すことを目的として、割当予定先として選定いたしました。また、各割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的となる株式数については、両氏が提供する役務の内容、これまでの貢献、今後期待する役割及び本新株予約権の発行による希薄化の程度等を総合的に勘案し、相当であると判断いたしました。

３．割当予定先の保有方針

割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを面談時に口頭で確認しております。

Ⅳ.企業行動規範上の手続き

割当予定の本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は800,000株(議決権数8,000個)であり、2026年３月31日現在の当社発行済株式総数82,100,758株（議決権総数820,518個）に対して最大で0.97%の株式の希薄化（0.97%の議決権の希薄化）が生じます。これは2026年３月31日現在における当社株式の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満であり、支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権のすべてが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規定第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意見確認手続きは要しません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

NANOホールディングス株式会社
取締役会　御中

やまと監査法人
東京都港区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村　喬
指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺田　将之

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているNANOホールディングス株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NANOホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・　中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。